Information

麦のゆめ 春のパンまつり開催 期間 4月 11日~4月 30日

新年度、桜の季節を迎え、しんとうふるさと公園にあるパン屋さん「麦のゆめ」では、「パンまつり」を 開催し、皆様のお越しをお待ちしています。新商品も目白押しです。また、期間中は、ハズレなしのくじ引 き大会も実施します。しんとうふるさと公園には大きな桜の木もあります。

ご家族でお花見もできますよ!







新年度(令和3年)度賛助会員募集中!

「山脈」の設立趣旨に賛同し、私達の活動を応援してくれる方を募集します。一口 2,000 円で何口でもかまいません。昨年に引続き、皆様の温かいご理解とご支援を宜しくお願い致します。

賛助会員 年会費 2,000円(一□)

山脈ニュースをお届けします

賛助会員になられた方には、毎月、当法人の活動の内容をお伝えする「山脈ニュース」をお届けします。

発 行 特定非営利活動法人 山 脈 理事長 笹澤 繁男

住 所:〒370-3604 群馬県北群馬郡吉岡町大字南下 983-2(みやま工房内)

電 話:0279-54-2947 FAX:0279-54-9171

E-mail : rep@npo-yamanami.jp

 URL
 : http://www.npo-yamanami.jp/

 運
 営
 就労継続支援B型事業所「みやま工房」

 就労継続支援B型事業所「麦のゆめ」

就労継続支援B型事業所「キッチンハウスみやま」

多機能型事業所(生活訓練・就労移行支援)「ワークハウスみやま」

グループホーム「ハーモニーやまなみ」1号・2号・3号・4号・5号・6号

(文責:笹澤賢一)

NPO 法人 山脈ニュース 2021.4 No.213

新しいグループホーム「新ハーモニーやまなみ5号」、着工!

2月6日、新しいグループホームの建設地にロープが張られ「新ハーモニーやまなみ5号」の建設工 事が始まりました。竣工は6月末頃、そして7月の開所を予定しています。

先般、山脈ニュースでもお伝えしました通りこの新しいグループホームは、ハーモニーやまなみ3号 (吉岡町大久保)、ハーモニーやまなみ5号(高崎市菅谷町)の老朽化に伴い建設が計画されました。完成後、ハーモニーやまなみ3号とハーモニーやまなみ5号については廃止します。現在、ハーモニーやまなみは、1号から6号までの6棟、定員37名で運営されていますが、新しいグループホームの開所に併せ、5棟、34名になる予定です。入居者の方には一部、グループホームの再編に伴うホーム間の移動をお願いする方がいます。只今、サービス管理責任者や世話人が中心になりその調整を行っています。

今回のグループホーム再編を機に、ご自身の希望もあり、アパートに引っ越しをされる方がいます。この方には、2月1日よりハーモニーやまなみが始めたサービスの「自立生活援助」にて生活が安定するまで今後も支援を継続します。また、企業や他の福祉事業所へ通う入居者の方で通勤や通所の利便性を考え、他の法人で運営をされているグループホームへの移行を希望される方もいます。この方の転居等についてもハーモニーやまなみにて責任を持って調整をさせていただいています。

7月より、新たな体制にて入居者の皆様の支援を実施して参りますのでよろしくお願い致します。







建設現場に看板が立ちました

6号ホームの後ろに建ちます

完成予想図

みやま工房でトラクターの運転実習を行いました

立春を過ぎると暖かい日が増え、少しずつ春が近付いてきます。今の季節は農作業をするにも最適です。 2月20日(土)、午前中はまさに風もなくポカポカと農作業日和でした。この日は、昨年の12月17日に 群馬県農林大学校で開催された群馬県社会就労センター協議会主催のトラクター研修に参加した職員が、 みやま工房のベテラン職員に指導を受けながら、実際に圃場でトラクターの運転実習を行いました。

先の研修では、実際に運転した時間は短く、本当に体験的なものでしが、この日は操作の復習をした後、 お昼まで約3時間、しっかりと圃場を耕しました。今後、徐々に実際の業務の中で活かしても行きます。







障害福祉サービス等の報酬改定が発表されました!

障害者福祉サービス等の報酬については3年に一度、大きな見直しが実施されます。令和3年度は、その大幅な改定の年であり、過日、厚生労働省よりその概要が発表されました。この原稿は、2月4日付で厚生労働省のホームページで公表された内容を見ながら書いていますので、詳細についてはまだ不明な点もありますが、その改定ポイントについてお伝えします。

全ての障害福祉サービスの内容を取り上げると膨大な資料になりますので、当法人が主に運営する就労継続支援 B 型、共同生活援助(グループホーム)についてポイントをピックアップします。

就労継続支援B型は成果主義がより顕著に!

高工賃を達成した事業所を今まで以上に評価するため、平均工賃月額ランクを7段階から8段階とし、平均工賃月額ランクの上位ほど改定後の単価が引き上げられました。平均工賃月額ランクが5,000円~10,000円については80円も単価が下がりました。これは、安定して働ける利用者の確保が事業所の評価に直結するため、体調変動が多い方、重度や高齢の方について、工賃に反映できない利用者として事業所が敬遠しかねない状況を助長しかねません。これは前回の報酬改定の際も問題とされていました。

| ●就労継続支援 B 型サービス費 | (I) | 定員 20 名以下 | 職員配置 7.5 | :1の場合 |
|------------------|--------------|-----------|----------|-------------|
| | \ 1 / | | | . I V/200 [|

| 報酬改定前 | | 報酬改定後 | | 差額 |
|-------------------|----------|-------------------|-----------|-------|
| 平均工賃月額 | 単 価 | 平均工賃月額 | 単 価 | 左 (根 |
| 45,000 円以上 | 6,490円 | 45,000 円以上 | 7,020 円 | 530 円 |
| 30,000 円~45,000 円 | 6, 240 円 | 35,000 円~45,000 円 | 6,720 円 | 480 円 |
| | | 30,000 円~35,000 円 | 6,570円 | 330 円 |
| 25,000 円~30,000 円 | 6,120円 | 25,000 円~30,000 円 | 6,430 円 | 310 円 |
| 20,000 円~25,000 円 | 6,000円 | 20,000 円~25,000 円 | 6,310円 | 310 円 |
| 10,000 円~20,000 円 | 5,890円 | 15,000 円~20,000 円 | 6,110円 | 220 円 |
| | | 10,000 円~15,000 円 | 5,900円 | 10 円 |
| 5,000 円~10,000 円 | 5,740円 | 10,000 円未満 | E 660 III | -80 円 |
| 5,000 円未満 | 5,650円 | 10,000 門本個 | 5,660円 | 10 円 |

グループホームは重度者支援に手厚く!

今回の報酬改定では、支援区分の重い方や医療的ケア等が必要な方に対する支援が評価されています。 具体的には支援区分4以上は報酬単価が引き上げられ、支援区分3以下は下げられています。精神障がい の方はほとんどが支援区分3以下の方が多いので実質的には報酬引き下げとなり、大変に厳しい状況です。

●共同生活援助サービス費(Ⅱ) 世話人配置 5:1の場合

| 支援区分 | 報酬改定前 | 報酬改定後 | 差額 | |
|-------|----------|----------|-------|--|
| | 単 価 | 単価 | | |
| 区分6 | 6, 150 円 | 6, 160 円 | 10 円 | |
| 区分5 | 4,990 円 | 5,000円 | 10 円 | |
| 区分4 | 4, 200 円 | 4,210 円 | 10 円 | |
| 区分3 | 3, 330 円 | 3,310円 | -20 円 | |
| 区分 2 | 2,440 円 | 2,430 円 | -10円 | |
| 区分1以下 | 1,990円 | 1,980円 | -10円 | |

※なお、ハーモニー やまなみの入居者 は全員が支援区分 3以下であり、減 収となります。

全く期待はずれだった就労継続支援B型の新しい類型

山脈ニュース2月号にて触れたように障がい者の方々の地域の実態に応じた多様な就労のニーズに対する支援は、就労継続支援B型における「平均工賃月額」による報酬体系だけでは十分に評価できません。また、「平均工賃月額」による成果主義は、重度障がい者や精神障がい者の方の就労の場となっている就労継続支援B型の事業所において、そうした方の利用を排除する動きにつながる恐れがあります。国はこの課題を認め、この4月の報酬改定にて「就労継続支援B型において、現行の平均工賃月額に応じた報酬体系に加え、利用者の生産活動等への参加等を支援したことをもって一律の評価をする報酬体系を加える」としていました。私達もこの課題について国が理解を示し、具体的にその施策に取り組むことに大いに期待をしていました。

しかし、いざ、ふたを開けてみると国から提示された「新しい類型」は、まったくもって筋違いな ものであり、とても先に掲げた課題の解消にはつながらないものでした。

国は、あくまでも障がい者に対し公助ではなく自助による経済的な自立を求めており、就労継続支援 B型においては、「工賃向上」という主軸は変えていません。その結果、「新しい類型」の報酬額は平均工賃月額に応じた報酬体系の一番下のランクである平均工賃月額10,000円未満、単価5,660円より更に低くい単価5,560円に設定しました。つまり、単純に一番低いランクを作り、そこに「新しい類型」をあてはめたにすぎないのです。そもそもが「平均工賃月額」による成果主義では評価できない利用者の多様な就労ニーズに対する支援について、別に新たな評価基準を設けることが「新しい類型」の趣旨であったはずが、国は「新しい類型」を「成果主義」に基づき、その最低の価値と評価したことになります。これでは先の課題の根本的な問題の解決には全くなっていません。

多くの利用者にとって就労継続支援B型は、単に収入を得るためではなく、通所することで仲間と関わり、作業に参加することで自身の役割ややりがい、生活の張りを感じることで、自己肯定が生まれ、自信や権利を回復する場となっています。それは、利用する日数が多い少ない、作業時間が長い短いに関わらず、利用者本人とってとても大切なものです。

また、多くの就労継続支援 B 型のサービス提供をしている事業所では、工賃の向上をすべく様々な 生産活動とそれに係る利用者の支援を行いながら、同時に通所が困難な方を通所につなげる支援や日 常生活上における対人関係や体調管理など、様々な支援を利用者個々のニーズに合わせ行っています。 このように就労継続支援 B 型は、障がい者の方が地域で暮らしていくためにとても重要な役割を担っ ています。私達は、その社会的な役割に「高工賃を達成する支援 > 地域生活を支える支援」ではな く、同等もしくはそれ以上の価値があるものと考えています。

今回、提示された「新しい類型」は、国が就労継続支援B型に求められているニーズに目を向けず、その存在価値について認めていないことを露呈した形となりました。国は、障がい者施策において自助による自立を求めるあまり、「雇用・就労・工賃」を重視し、あまりにも「成果主義」に傾きすぎ、障がい者の暮らしを支えるべき大切な社会福祉の根本を見失っているように思います。

私達が就労継続支援B型において求めているのは、「平均工賃月額」による成果主義を主軸とした報酬体系の撤廃です。高工賃が払える事業所が優秀で払えない事業所が劣っている訳ではありません。工賃の原資となる生産活動における売上は、地域性や社会情勢など様々な外的な要因の影響を多く受けるため、その成果だけで就労継続支援B型のサービスを評価できません。そして、どの事業所も支援者として、障がい者の地域生活を支える重要な担い手になっています。その存在価値こそが正当に評価されるべきです。そして、適切な支援を行うための環境と設備を整え、必要とされる人員配置をしている事業所であれば同等に評価し、報酬は固定化すべきです。そもそも、毎年「平均工賃月額」のランクにより基本報酬が変動する報酬体系は、就労継続支援B型の特性にはそぐわないものです。高工賃の達成に対する評価は、オプション的にその実績に応じ加算にて行い、サービス提供の根幹となる基本的な報酬は全て平等であるべきだと私達は考えています。